

課税標準の特例を受ける償却資産と必要添付書類(例)

※ここに記載のない特例もあります。記載のない特例該当資産を所有している場合、個別にご相談ください。

根拠規定	対象資産 ※1	特例課税率	コード	添付資料(全て写) ※2		
法第349条の3	旧第1項	一般配電事業者又は送電事業者により新たに建設された送電施設	01	電気事業法に基づき経済産業大臣が交付した許可証、施設の仕様書		
		一般配電事業者又は送電事業者により新たに建設された変電所	27			
	第2項	一般ガス導管事業者により新設された一般ガス導管事業用償却資産	03	ガス事業法に基づき経済産業大臣が交付した許可証		
	第3項	農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	41	政府の補助金、貸付等の申請書、法定通知書		
法附則第15条	旧第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設(H26.4.1～H30.3.31)	1／3 (わがまち特例)	62	特定施設設置(使用、変更)届出書	
	第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設(H30.4.1～R8.3.31)	1／2 (わがまち特例)	17	特定施設設置(使用、変更)届出書	
	旧第2項第2号	大気汚染防止法による指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(H26.4.1～H30.3.31)	1／2 (わがまち特例)	60	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	
	旧第2項第2号	大気汚染防止法による指定物質の排出又は飛散の抑制する施設(H30.4.1～R2.3.31)	1／2 (わがまち特例)	53	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	
	旧第2項第3号	工場汚染対策法による工場内の特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(H26.4.1～H30.3.31)	1／2 (わがまち特例)	04	処理施設設置申請書、処理施設設置許可書	
	第2項第2号	ごみ処理施設(H30.4.1～R8.3.31)	1／2	72	一般廃棄物処理施設設置許可申請書	
	旧第2項第7号	下水道法による公共下水道を使用するものが設置した除害施設(H24.4.1～H30.3.31)	3／4 (わがまち特例)	14	除害施設の新設届出書	
	旧第2項第5号	下水道法による公共下水道を使用するものが設置した除害施設(H30.4.1～R4.3.31)	3／4 (わがまち特例)	55	除害施設の新設届出書	
	第2項第5号	下水道法による公共下水道を使用するものが設置した除害施設(R4.4.1～R8.3.31)	4／5 (わがまち特例)	未定	除害施設の新設届出書 ※対象資産の申告があり次第コード附番致します。空白にしてください、別途備考にその旨記載ください。	
	第5項	地震防災対策の用に供する償却資産(H26.4.1～R8.3.31)	最初の3年間2／3	26	地震防災応急計画書	
	旧第27項／第25項	再生可能エネルギー発電設備(H30.4.1～R8.3.31)	太陽光	最初の3年間2／3 (出力1,000kW未満) (わがまち特例)	50	[太陽光発電設備の場合]※3 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書、設置状況がわかる図面等
				最初の3年間3／4 (出力1,000kW以上) (わがまち特例)	84	
			バイオマス	最初の3年間1／2 (出力10,000kW未満) (わがまち特例)	49	[風力、水力、地熱、バイオマス発電設備の場合] 経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書、電力会社からの電力需給契約に関するお知らせ、設置状況が分かる図面等
				最初の3年間2／3 (出力10,000kW～20,000kW未満) (わがまち特例)	88	
	旧第43項	認定経営力向上計画に基づき取得した資産(H28.7.1～H31.3.31)	最初の3年間1／2	08	[中小企業事業者が申告する場合] 経営力向上計画の申請書、認定書、工業会等による仕様等証明書 [リース事業者が申告する場合] 経営力向上計画の申請書、認定書、工業会等による仕様等証明書、リース契約書、軽減額計算書	
旧第34項／旧第32項	企業主導型保育所(H29.4.1～R6.3.31)	最初の5年間1／3 (わがまち特例)	83	企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書、認可外保育施設設置届		
旧第41項／旧法附則第64条	認定先端設備等導入計画に基づき取得した資産 ※4 (先端設備導入計画の認定～R5.3.31)	最初の3年間0 (わがまち特例)	78 ※5	[中小企業事業者が申告する場合] 認定先端設備等導入計画(申請書)、認定書、工業会等による仕様等証明書 [リース事業者が申告する場合] 認定先端設備等導入計画(申請書)、認定書、工業会等による仕様等証明書、リース契約書、軽減額計算書		
第44項	認定先端設備等導入計画に基づき取得した資産 ※4 (先端設備導入計画の認定～R7.3.31)	表し明 な	最初の3年間1／2 (R5.4.1～R7.3.31 認定・取得のもの)	75	[賃上げ方針の表明による特例を受ける場合] 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面	
		表り明 あ	最初の5年間1／3 (R5.4.1～R6.3.31 認定・取得のもの)	76		
		表り明 あ	最初の4年間1／3 (R6.4.1～R7.3.31 認定・取得のもの)	74		

※1 取得とは、事業の用に供することができる状態となった時期を指します。

対象資産欄に期間の記載があるものについては、その期間内に取得の資産のみが対象になります。

※2 必要に応じ、当資料に記載されている書類以外の資料の提供を求める場合があります。

※3 平成28年4月1日以降の取得分について、固定価格買取制度(FIT)を受けた設備は対象外となります。

※4 計画の認定を受けるにあたって必要な手続きは松阪市産業支援センターへお問い合わせください。(0598-25-6520)

※5 R3.3.31以前に取得した場合のコードは「18」です。